

五監公告第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月16日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

税務課（地域振興課の税務課に属する業務を含む）

3. 監査の期間

平成28年10月31日～平成28年11月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
市税の減免申請について、提出された申請書と市からの承認（不承認）通知書等に記載された日付に一部誤りがあり、事務処理に整合性がとれていない事例が多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	確認不足による書類の不備がありました。今後は、内容確認を徹底するとともに適正な事務処理に努めてまいります。